

# 独立行政法人の役員について

平成21年12月8日

総務省 階 政務官提出資料

独立行政法人は、各法人に共通する事項（中期目標、中期計画、評価の仕組、企業会計原則等）を定める**独立行政法人通則法**と各法人で異なる事項（名称、目的、業務の範囲等）を定める**個別法**によって基本的な事項が定められており、法人の組織、運営及び管理についてはこれに沿って定めることが必要である。

したがって、（独）国立高度専門医療研究センターの役員についても、通則法と個別法（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律）の定めに従い任命されることが必要。

## 1. 役員に関する規定

: 通則法  : 個別法(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律)

		法人の長	監 事	その他の役員
名 称		理事長	監 事	理 事
職務及び権限		法人を代表し、その業務を総理	法人の業務を監査。必要がある時は法人の長又は主務大臣に意見を提出できる。	理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理
定数等		1人	2人	設置できる上限数を規定 (がん：5人、循環器：3人、精神・神経：4人、国際：6人、長寿：3人) ※業務の範囲、法人の規模（職員数等）、予定される理事の業務分担、移行前の機関の管理体制等を考慮して決定
常勤と非常勤の別		※法律に定めないが、閣議決定で常勤とする方針が定められている。	※法律に定めなく、いずれでも可	※法律に定めなく、いずれでも可 ※役員の一部を非常勤とすることを定めている法人もある。
任 命	任命権者	主務大臣	主務大臣	法人の長 ※任命後主務大臣に届出・公表
	任命要件	① 法人の事務・事業に関し高度な知識及び経験を有する者 ② ①のほか、事務・事業を適正かつ効率的に運営することができる者	規定なし	※法人の長に同じ
任 期		2 年		
欠格事由		① 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。） 但し、政令で定める教育公務員又は研究公務員については、理事又は監事になることができる。 ② 物品の製造・販売、工事の請負、役務の提供を業とする者で法人と取引上密接な利害関係を有する者		
解 任	解任権者	主務大臣	主務大臣	法人の長
	解任要件	① 「心身の故障で職務遂行に堪えない」「職務上の義務違反がある」ときは解任しなければならない。 ② 「職務の執行が適当でないため当該法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適切でない」と認めるときは解任することができる。 ※法人の長が解任したときは主務大臣に届出・公表		
秘密保持義務		職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。		
地 位		刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。		
兼職禁止		任命権者の承認ある場合を除き、営利目的団体の役員となり、又は営利事業に従事してはならない。		
報酬等		① 報酬及び退職手当（報酬等）は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。 ② 法人は、役員に対する報酬等の支給基準を定め、主務大臣に届出・公表。支給基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員報酬等、法人の業務実績その他の事情を考慮しなければならない。 ③ 各府省の評価委員会は、社会一般の情勢に適合したものか主務大臣に意見の申し出が可能		

## 2. 法人を新設する場合の任命手続

- ① 主務大臣（厚生労働大臣）が、法人の長（理事長）及び監事となるべき者を指名。
- ② 法人が成立した時において、法人の長（理事長）又は監事に任命されたものとする。
- ③ 法人の長（理事長）がその他の役員（理事）を任命。

### 3. 法人の長の権限について

従来の特種法人は、主務大臣が一般監督規定を有していたため責任の所在が不明確との批判があったため、独立行政法人制度は以下の考え方に基づき設計。

- ① 主務大臣等による関与を明確化。中期目標の指示、各府省評価委員会による毎年度の評価、中期目標期間終了時の評価など法人への関与を個別に定め、主務大臣の一般監督規定は設けない。
- ② 法人における責任と権限を法人の長に集中させて責任を明確化。但し、事後評価を行うこととしており、業績が悪化した場合には解任することができる。

※法人の長の権限事項を理事会に意思決定させ、法人の長の責任を不明確にすることは、通則法違反となるおそれがある。

#### (参考)

- ・ 閣議決定等で法人の長の権限に係る措置を法人に求める場合は、所管府省からの「要請」によって行っている。
- ・ 個別法や法人の内部規定により、重要事項について理事長に意見を述べる評議員会（学識経験者等で構成）を設置している法人がある。

【例】（独）北方領土問題対策協会：個別法で設置

（独）日本万国博覧会記念機構：法人の内部規定で設置

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

第 3 条第 3 項 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

第 19 条第 1 項 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。